

(委員会提出議案第 2 号)

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

議長 小 島 正 泰 様

提出者 総務文教常任委員会

委員長 小 林 國 章

議案提出について

令和 6 年第 4 回市議会定例会（12 月 19 日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

〔委員会提出議案第 2 号〕 死亡ひき逃げ事件における公訴時効の撤廃を求める意見書

〔理由〕 死亡ひき逃げ事件における公訴時効を撤廃し、凶悪な犯罪を許さない社会を実現するため

死亡ひき逃げ事件における公訴時効の撤廃を求める 意見書

２００９年９月、本市において死亡ひき逃げ事件が発生した。当時、小学４年生の男児の命を奪った犯人はいまだ検挙されておらず、愛する家族を突然奪われた遺族の心情は、想像を絶するであろうことは察するに難くない。

死亡ひき逃げ事件における公訴時効は、現行法上、最長で「救護措置義務違反」が７年、「過失運転致死罪」が１０年、「危険運転致死罪」が２０年とされており、当該事件においては、当初、「過失運転致死罪」が適用されていたが、捜査の罪名が「危険運転致死罪」に変更して適用されたことにより、今もなお捜査が続けられている。

公訴時効は、犯罪発生後、法律の定める期間が経過すると、犯人を起訴・処罰することができなくなる制度であり、殺人罪や強盗殺人罪などについては、国民世論の高まり等を受け、２０１０年に公訴時効を廃止するなどの法改正がなされた一方で、死亡ひき逃げ事件においては、救護措置義務を果たさず被害者を死亡させ、故意に逃走を図った点では同様に凶悪な犯罪であるものの公訴時効の撤廃はされていない。

今後も死亡ひき逃げ事件における公訴時効が存続することで、時効成立後には命を奪った犯人は罪に問われないこととなり、遺族らの被害感情に沿わないばかりか一般的な規範意識からもかけ離れてしまうものと思われる。

よって、国においては、凶悪な犯罪を許さない社会を実現するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- １ 死亡ひき逃げ事件における公訴時効の撤廃を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

熊谷市議会

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

法務大臣様

国家公安委員会委員長様